第3回宮城県学校防災体制在り方検討会議 議事録

令和2年8月7日(金)

発言者 内

4 議事までは次第のとおり。

今村

4 議事

委員長

(1)報告

それでは、議事に入ります。今回の検討会議では、県内や県外における取組事例や、地域において楽しみながら防災意識を高める取組である防災キャンプなどを参考としながら、今後の学校防災のあるべき方向性等について議論いただくこととしておりました。

容

では、はじめに事務局から、県内や県外の学校における取組例や、県内企業における取組例を報告いただき、また、これまでいただいた意見等を踏まえ整理していただいた「新たな学校防災体制の構築に向けた今後の取組の方向性」について報告していただいた上で、皆様からの意見をいただきたいと思います。それでは、報告は4点ありますが、はじめに、「①県内及び他県の学校防災体制整備に係る取組例」と「②県内の企業等における危機管理の取組例」について、伊藤学校安全・防災専門監から説明願います。

伊藤 学校安全 · 防災 専門監

報告事項「①県内及び他県の学校防災体制整備に係る取組例」について説明させていただきます。 はじめに、県内の学校における取組例について説明させていただきます。

配布しております資料 1 を御覧ください。

この資料は、県内において、他校のモデルとなるような、地域等と連携した取組を先駆的に行っている6つの学校について調査した結果を取りまとめたものでございます。

1ページを御覧ください。「1 児童生徒や教職員の災害対応能力を高める取組」についてですが、石巻市立河北中学校では、(1)に記載のとおり、生徒を迎える年度始めに、震災時における校区の被害状況や土砂災害等の危険区域ついて、ハザードマップや現地調査により全教職員で確認しているほか、転入者の大川小学校訪問や、教職員のみの避難訓練の実施等を通じ、教職員の防災意識を高める取組を行っております。

また、岩沼市立玉浦小学校では、(2)に記載のとおり、毎月15日を「安全・防災の日」として防災学習を行っており、各教職員は、震災等の教訓を踏まえた学習の準備により防災意識を高めています。

次に、2ページを御覧ください。「2 管理職不在時の災害対応に関する取組」についてですが、河北中学校では、(1)に記載のとおり、状況に応じ臨機応変に対応できるよう、シナリオを提示しない、いわゆる「ブラインド型」の訓練を実施しております。

また、登米市立佐沼中学校では、(3)に記載のとおり、管理職不在時の訓練を管理職が観察し、 今後の対応に生かせるよう、訓練後に振り返りを行っております。

次に、「3 災害時に避難等をする際の判断材料の整備状況」についてですが、河北中学校及び 玉浦小学校では、(1)及び(2)に記載のとおり、地震や津波のほか、大雨や洪水等の防災気象 情報ごとに対応方法を定めているほか、気仙沼市立階上小学校では、(3)に記載のとおり、職員 室に設置されている防災行政無線等を活用した情報収集体制を構築しております。

また、船岡中学校では、3ページの(5)に記載のとおり、災害発生時に避難する判断材料を「見える化」し職員室等に掲示するなど、職員誰もが即応できるよう準備を行っております。

次に、4ページ及び5ページを御覧ください。「4 地域住民や市町村防災部局等との連携した 取組」についてですが、いずれの学校も、地域と連携した学校の安全体制を協議する組織があり、 地域の実情に応じ、関係者を参集しております。

船岡中学校では、町の防災主任者会において、町の防災部局担当者から提供された、昨年の東日本台風での浸水エリア等の情報をもとに、地域の災害特性を確認しており、玉浦小学校では、市の総合防災訓練日を出校日とし、児童は地域の一員としてそれぞれの地区の訓練に参加するとともに、在宅時における児童ごとの避難計画を家庭と協力し作成しています。

岩出山小学校では、防犯協会と連携して集団下校訓練や中学校と連携した引き渡し訓練を行っているほか、地域の歴史に詳しい関係者の協力を得て、過去の災害を踏まえた学校防災マニュアルを整備しており、佐沼中学校では、生徒と各自治会が連携して避難所開設運営訓練を行っております。

伊藤 学校安全 · 防災 専門監 5ページを御覧ください。河北中学校では、昨年の東日本台風の浸水や土砂災害の危険エリアについて、行政区長や防災部局等と確認しているほか、休日・夜間の災害発生時に生徒がどこに避難するのかを行政区長等と確認しております。

また、階上小学校では、2次、3次避難場所への避難経路を地域の方々と綿密に議論しているほか、学区の防災復興マップを地域の方々の協力を得ながら作成するなど、地域とともに学び合う体制が構築されています。

続きまして、他県の学校における取組例について説明させていただきます。

資料2を御覧ください。この資料は、文部科学省が取りまとめた各都道府県の学校安全に係る取組のうち、他校の参考となるような、地域等と連携した学校防災の取組例を抜粋したものでございます。

1ページを御覧ください。熊本県では、上段の(1)に記載のとおり、県として、平成28年熊本地震を教訓に、全ての県立学校に防災型コミュニティスクール学校運営協議会を立ち上げ、災害が発生した際の協力体制や地域住民を含めた避難に関する連携体制について話し合われています。

また、和歌山県では、1ページの下段の(6)に記載のとおり、南海トラフ地震で10mの津波が24分で来ると予想されている印南町において、ハザードマップを大学教授や地域住民、学校とで共有し、津波に対応した避難場所等の設定に生かしています。

2ページを御覧ください。福井県では、上段の(1)及び(2)に記載のとおり、坂井市等にある小・中学校において、防災士や気象台の専門職を学校防災アドバイザーとして派遣し、学校の立地環境や校舎内外の危険箇所を調査し、適正な避難場所や避難経路、避難についての要注意箇所などについて助言等を行うことで、防災マニュアルや避難訓練の改善につなげています。

岐阜県では、御嵩町において、町の主導により、地域全体の防災力向上の取組が行われており、 下段(3)や(5)に記載のとおり、若い世代の防災リーダー育成を目的とした「高校生防災アカ デミー」を開講しているほか、風水害を想定した防災訓練を、自主防災組織や町内の小中学生の参 加により実施しております。

3ページを御覧ください。長野県では、上段(1)に記載のとおり、千曲川の浸水想定区域内にある上田市の県立養護学校が、大学教授等の学校防災アドバイザーや河川事務所、地域の自治会長、PTA等と協議の上、避難のタイムラインを作成し、保護者との情報共有が図られています。

また、高知県では、中段(2)に記載のとおり、香南市の小・中学校において、地質を専門とする大学教授を学校防災アドバイザーとして招き、教職員や行政区長、地域住民とで周辺の地形や避難経路上の危険箇所を検証するフィールドワークを実施しております。

福岡県では、筑前町の小・中学校において、下段に記載のとおり、一昨年の西日本豪雨で、ため 池が決壊し、学校が浸水したことを教訓に、福岡市が主催する防災士養成講座「あん(安全)・あん(安心)塾」修了生で構成された「博多あん・あんリーダー会」を学校安全アドバイザーとして 招き、大雨に備えた防災教育や、教職員の防災マップ作成の研修を行っております。

続きまして、報告事項「②県内の企業等における危機管理の取組例」について、説明させていただきます。配布しております資料3を御覧ください。

前回の会議で、企業の危機管理について学校防災に生かせるものがあるのではないかとの御意見をいただきましたことから、県内で多数の方々が利用する企業として、「株式会社藤崎様」、「仙台市交通局」及び「株式会社東北ロイヤルパークホテル様」にそれぞれ参考となる取組をお伺いすることができましたので、御報告いたします。

1ページを御覧ください。「株式会社藤崎様」ですが、1に記載のとおり、災害発生時の行動マニュアル等を盛り込んだ「災害対応ポケットマニュアル」を作成の上、デパート内の社員や取引先社員が携帯し、有事に備えています。

危機管理に対する教育については、2に記載のとおり、防災朝礼計画を作成し、毎月1回、シェイクアウト訓練や地震初期対応訓練などを行い、職員の災害対応能力の維持・向上を図っています。 防災訓練については、8に記載のとおり、職員の中でお客様役を設定し、実際に安全確保の指示や誘導等を行い、お客様の立場から客観的に訓練の課題を検証しています。

2ページを御覧ください。地下鉄を運行している「仙台市交通局」では、電車の旅客や駅利用者の安全等を確保できるよう、1に記載のとおり、震災発生直後に取るべき対応について、部署ごとに「震災時初動対応チェック表」として整理しています。

危機管理に対する教育については、2に記載のとおり、組織や職員の災害対応能力を向上できるよう、部署毎に詳細な研修カリキュラムを作成しているほか、毎年、訓練の強化項目を設定し、状

発言者	内容
伊藤 学校安全 · 防災 専門監	況に応じた訓練を実施しています。 災害発生時の利用者等の避難誘導については、4に記載のとおり、例えば、荒井駅においては、大きな津波が予想される場合に、駅の屋上に誘導するなど、具体的に定められています。 3ページを御覧ください。仙台ロイヤルパークホテルを運営している「株式会社東北ロイヤルパークホテル様」では、日々の安全管理について、3に記載のとおり、ホテルの特性を踏まえ、災害のみならず、利用者の体調不良や不審者、火災といったリスク毎の初動対応マニュアルを整備しております。 また、夜間など管理職不在時に、現場で適切な対応ができるよう、5に記載のとおり、緊急連絡網を強化し、管理職不在時に不測の事態が発生した際の連絡基準を明確化しております。 訓練については、時間帯によってリスクが異なることから、8に記載のとおり、様々な時間帯での状況付与のみの訓練や、客役を設定した訓練など、実際の危機を実感できるような工夫を行っております。 いずれの企業においても、利用客の安全を第一に考え、災害など有事を想定し、社員が適切に行動できるよう訓練がなされており、学校防災の取組にも参考になるものと考えております。 私からの説明は、以上です。
今村 委員長	続いて、地域で防災意識を高める取組である「防災キャンプ」について、石塚社会教育専門監から説明願います。
石塚社会教育	教育庁生涯学習課の石塚と申します。私からは、当課で実施している「防災キャンプ推進事業」の事業概要についてご説明させていただきます。 本事業は、非常時においても主体的に対応しようとする青少年の育成と、地域防災力の基盤となるコミュニティの醸成を図ることを目的として平成24年度より実施しております。 平成24年度は自然の家でのノウハウを活かした防災キャンプ、平成25年度は「おやじの会」での実践を重ねたのちに、平成26年度から市町村へ委託し、沿岸部、内陸部、都市部など地域の実態に応じた防災キャンプを実施してまいりました。 主な取組事例を3点紹介致します。 2ページをご覧ください。1つ目は自然の家で実施した防災キャンプです。自然の家では、東日本大震災後、楽しみながら取り組む「たちつてと」の防災教育を進めております。資料は平成24年に実施した防災キャンプの様子です。天体の位置や様子を観測しながら、現在の自分の位置を確認したり、自分たちが拾った薪で火を起こしたりするなど、自然体験を通して、体験活動を楽しみながら、知らずしらずのうちに防災のスキルを学べるようなプログラムを提供し、実践しました。 3ページをご覧ください。具体的な取組の2つ目は、地域と学校が連携した防災キャンプです。市町村の取組では、防災キャンプを実施するにあたり、地域で実施している既存の防災訓練を見直し、地域と学校とが連携した防災キャンプを実施することにより、火山の噴火、川の氾濫による水害等、地域の課題に応じた防災キャンプを実施することにより、火山の噴火、川の氾濫による水害等、地域の開発にに参加している事例です。小学校の取組は、学校の授業の防災教室で防災に関する内容を学び、地域の防災訓練を学んだことの実践の場として取り組めるように、地域と学校とが連携をして計画し、実施しました。この実践の場として取組の目的や内容について説明をし、理解してもらうことで、地域の方は避難ととなった視点で参加し、中学生は運営者としての視点で参加することで、中学生と地域の学びがより深いものとなりました。 このように、地域と学校とが連携した取組を実施することにより、防災を通して、地域のコミュニティの醸成が図られました。

発言者	内容
石塚	4ページをご覧ください。具体的な取組の3つ目として,地域で活動しているジュニア・リーダー
社会教育	や高校生が主体となった防災キャンプです。
専門監	ジュニア・リーダーとは、子ども会の支援や地域で活動している年少リーダーです。ジュニア・
	リーダーが,事前研修会で防災マップづくりや,サバ飯体験を学び,防災キャンプで小学生の講師
	となって教えたり,高校生が防災に関するクイズを出したりするなど,青少年が主体となって学び
	の場を提供しました。
	また、公民館やおやじの会が主体となって、青少年の防災に対する体験型の防災キャンプを楽し
	みながら実施することができました。
	以上のように,青少年が防災について楽しみながら実践的に学ぶことで,「防災力」を身に付け,
	地域の「防災リーダー」が育成され,その結果,地域の防災力の向上が図られています。
	以上で防災キャンプ推進事業に関しての説明を終わります。
今村	
委員長	康課長から説明願います。
鈴木	報告事項「④新たな学校防災体制の構築に向けた今後の取組の方向性」について,説明させてい
スポーツ	
健康課長	資料5の1ページを御覧ください。この資料は、ただ今報告させていただきました、県内外にお
	ける学校防災体制整備に係る実践例を参考にした上で、これまで委員の皆様からいただきました御
	意見等をもとに、新たな学校防災体制の構築に向け、今後取り組むべき方向性について、事務局と
	して整理させていたただいたものでございます。
	はじめに,ローマ数字の「I 基本方針」についてですが,大川小学校事故に関する最高裁決定 において,点線囲みのとおり,学校や教育委員会における事前防災の不備について指摘があったこ
	とや、これまでの検討会議において、委員の皆様から、児童生徒等の命を守るためには、日頃から
	家庭や地域全体で災害に備えることが不可欠であるとの御意見をいただいたことなどを踏まえ、太
	線囲みのとおり、主な論点に沿って3つの基本方針を立てさせていただきました。
	1点目は「教職員や児童生徒等における様々な状況下での災害対応能力の強化」、2点目は「地
	域の災害特性等を踏まえた実効性のある学校防災体制の整備」、3点目は「地域や関係機関等との
	連携による地域ぐるみの学校防災体制の構築」とし、2ページ以降に、それぞれの基本方針毎に、
	「現状と課題」、それに対応する「今後の取組の方向性」について整理させていただいております。
	2ページを御覧ください。ローマ数字の「II 各方針における主な課題と取組の方向性」ですが、
	基本方針毎の主な「取組の方向性」等についてご説明します。
	はじめに, 「基本方針 1 教職員や児童生徒等における様々な状況下での災害対応能力の強化」
	についてですが,地震や津波,台風や豪雨などによる大規模な自然災害が全国的に頻発する中,児
	童生徒等の命を確実に守るためには、これまで以上の学校防災体制の構築や実践的な防災教育の推
	進が必要であります。
	また,特に,震災後に採用された若い世代の教職員や震災を経験していない児童生徒等が増え,
	震災の教訓の風化が懸念される中、教職員や児童生徒等における防災意識や災害対応能力を維持・
	向上していくことも不可欠であります。
	これらの現状等を踏まえ、「教職員」と「児童生徒等」について、今後の取組の方向性を整理して
	おります。
	まず,「(1)教職員」に係る今後の取組の方向性については,「被災地訪問型研修等を通じた,児
	童生徒等の命を確実に守るという高い防災意識の醸成」や、「体験型の研修や避難訓練の企画・運
	営等を通じた、危機に直面した際に的確に判断し、主体的かつ適切に行動できる能力の養成」、「児

鈴木 スポーツ 健康課長 童生徒等の役割設定による教職員のみの避難訓練や、第三者による避難訓練の評価等を通じた、客 観的な課題の検証」などとしております。

3ページを御覧ください。「(2) 児童生徒等」に係る今後の取組の方向性については、「『みやぎ鎮魂の日』や震災の月命日等における定期的な防災学習の実施など、児童生徒等の防災に対する関心を継続的に高める取組の推進」や、「防災マップづくりのほか、災害時における自分自身の避難計画である『マイ・タイムライン』や『災害・避難カード』の作成などを通じた、防災を自分のことと捉え、的確に状況を判断し適切に行動する態度や能力の育成」、「自然の家での地域の防災活動に役立つプログラムの実施や、学校における地域に対する防災啓発の活動など、児童生徒等が主体的に関心を持って取り組める体験型の防災教育の推進」などとしております。

4ページを御覧ください。「基本方針2 地域の災害特性等を踏まえた実効性のある学校防災体制の整備」についてですが、地域の災害特性等を含め、継続的に最新の知見を得る取組や、不測の事態にも対応できる防災体制の構築、管理職における防災意識や知識のさらなる向上等が必要であるといった現状等を踏まえ、「地域の災害特性等の把握」、「不測の事態を想定した対応」、「学校設置者等による支援等」について、今後の取組の方向性を整理しております。

まず,「(1)地域の災害特性等の把握」に係る今後の取組の方向性については,「地域や市町村防災部局等と連携した,校区内におけるこれまでの災害での被災箇所や,河川浸水想定区域,土砂災害警戒区域等の状況確認,及びそれらを踏まえた学校防災マニュアルや避難訓練の見直し」や,「学校設置者等による学校防災マニュアルの定期点検や,二次・三次避難場所及び避難経路の実地調査の実施等による事前防災に係る不備の確実な是正」としております。

「(2) 不測の事態を想定した対応」に係る今後の取組の方向性については、「学校防災マニュアルにおける管理職や担当者不在時の権限委譲ルールの明確化」や、「地震や津波、風水害など地域で起こりうる全ての災害や、地震に伴う火災等で校舎が使用できない場合など二次災害を想定した学校防災マニュアル等の整備」、「予告なしやブラインド型による避難訓練など、不測の事態にも適切に対応するための訓練の実施」などとしております。

5ページを御覧ください。児童生徒等の命を守るためには、学校の対応のみならず、学校設置者 等においても、より主体的に学校防災の体制を充実強化する取組が不可欠であるものと考えており ます。

「(3) 学校設置者等による学校防災体制の強化支援等」に係る今後の取組の方向性については、「管理職を対象とした、被災地訪問型研修等を通じた児童生徒等の命を確実に守るという高い防災意識の醸成」や、「安全担当主幹教諭や防災主任等を対象とした、大学等専門機関や防災関係機関との連携による研修の充実」に加え、学校設置者として各学校における取組を強力に支援するため、「学校防災に係る相談窓口の設置や、大学等専門機関の協力によるアドバイザー派遣等を通じた支援」や「避難訓練の実効性を確保するための評価及び指導に係る手引き、実効性のある学校防災マニュアル見直しのためのガイドライン等の作成」、「災害時における『災害時学校支援チームみやぎ』の派遣による被災校支援及び支援チームの資質向上や活動を支える体制の構築」などとしております。

6ページを御覧ください。「基本方針3 地域や関係機関等との連携による地域ぐるみの学校防 災体制の構築」についてですが、児童生徒等は、家庭や地域にいる時間が長いことから、学校だけ でなく家庭や地域も防災意識や判断力・行動力を高める必要があります。

また、多くの学校が、市町村の指定避難所等になるなど、地域の防災拠点となっていることから も、地域との連携が不可欠ですが、地域住民との合同避難訓練や市町村の総合防災訓練への参加が 低調であるといった現状等があります。

さらに、学校現場においては、地域との連携の必要性は認識しているものの、組織づくり等に難しさを感じているほか、地域の実情や校種によって地域連携の形は異なるため、他校における様々な実践例が参考になるといった声が多い状況にあります。

発言者	内容
鈴木 スポーツ 健康課長	これらの現状等を踏まえ、今後の取組の方向性については、「地域の災害特性や避難場所・避難経路等を共有するための、地域住民や市町村の防災部局等関係機関と連携したワークショップの開催」や、「地域と連携した校区における防災マップの作成」、「災害特性等を踏まえた地域や市町村の防災部局等関係機関と連携した避難訓練や避難所開設訓練等の実施」といった学校における取組に加え、学校設置者等による取組として、「学校と地域の円滑な連携を促す地域コーディネーターや拠点校に配置された安全担当主幹教諭の積極的な活用」や、これらの取組に対する「大学等専門機関による高度な知見を踏まえた支援」のほか、「地域特性や校種に応じた地域ぐるみの学校防災体制構築に係る優良事例の創出」や「フォーラムの開催等を通じた、学校や地域、関係機関等に対する震災の教訓や実践的な取組等についての情報発信・共有」などとしております。私からの説明は、以上です。
今村 委員長	それでは、「(2) 討議」に移らせていただきます。 只今事務局から、事例に加え、資料5により、これまでの議論等を踏まえ整理していただいた「新 たな学校防災体制の構築に向けた今後の取組の方向性」について説明がありました。 委員の皆様には、この資料5を中心に、資料の前半と後半に分けて、御意見をいただきたいと思 います。 はじめに、資料5の前半、1ページ目の「I 基本方針」から、4から5ページ目にある「基本 方針2 地域の災害特性等を踏まえた実効性のある学校防災体制の整備」について、御意見をいた だきたいと思います。名簿順に御発言いただきたいと思います。麻生川委員よろしくお願いします。
麻生川 委員	それでは私の方から意見を述べさせていただきたいと思います。 本当に様々な取組があると資料を見させていただいて思いました。その中には、判断場面や行動 を問われるような学習というものも、いろいろなところで行われていることにとても感心しまし た。今後の取組についても様々な内容を網羅し、まとめていただいたというふうに考えております。 前回のお話の中で、良い取組がなされているけれども、人によって温度差があるということが指 摘されていました。このことから、私は学校防災体制を整備していく中で、一人一人が主体性を持って協議に取り組み、防災意識を高めていくために必要なことはどんなことかを考えてみました。 やや違う視点になってしまうかもしれませんが、私自身の教員生活を振り返ってみても、学校現 場は非常に正解を求める意識が強く、例えば防災の課題についても、先進校の事例を取り上げ、それをやりましょうというようなことが多いと思います。しかし、地域性や独自性のある防災を繰り 広げていくためには、この地域ではどのような防災が必要なのかという探究型の防災体制の整備が 求められます。それには、誰かがリーダーとして高い専門性のある提案をし、それを認めるという 形ではなく、皆が課題を共有した上で、自分なりの立場から考え、異なる意見も出し合ってよりよ い方向を見出していくような討論が必要なのかなと思っています。そして、1つの結論を出して終わりというのではなく、その結論で良いのかどうかを継続して協議していくことが求められると思 います。このような取組を進めていくためには、時間を確保することが必要です。 学校の中では、そのようなことになかなか慣れていない部分があると思うのですが、医療者や航 空業、大学の先生方の中では、チームを組んでいろいろな問題解決にあたることが一般的になって きています。 こういった討論や協議を進めるためには、学校の運営方針として、チームの中でアサーティブな 態度を大切にし、いろいろな立場を超えて、遠慮なく自分の考えを出し合い、そして考え合うとい うような協議を進める必要があると思います。それは先生方のチームでもそうですが、子供たちが 防災を考えていく上でも、必要なのではないかと思っていますし、防災だけではなく、学校の中の いろいろな問題において見出せないような問題解決にあたる場合にも大切な視点となると考えて います。

発言者	内容
麻生川	こういった取組では、専門家の方々の意見を取り入れることが、チームの質を高めるということ
委員	になると思います。そのような専門的な知見も取り入れながら、非専門家の意見や、地域に住んで
	いる方々の意見,そして教員の意見など様々な立場の意見も大切にし,よりよい防災に繋がる方向
	性を考えていくことが大切だと思います。これが一つ目です。
	もう一つは、「時間を確保する」ということについてお話ししたいと思います。
	以前、安全教育を教科化するという話が流れとしてあったと思いますが、それがいつの間にか無
	くなり,今は総合的な学習の時間や横断的な学習の中で防災に関する内容を扱うという形になって
	きていると思いますが,やはり時間を確保するということが,どうしても学校の中で防災教育を進
	めたり、防災の取組を進めたりするためには必要だと思います。
	しかし,教育現場には新しい教育内容が次々と入ってきており,どうしても今の現場の中で,環
	境教育や情報教育、健康教育、食育、それから英語活動、特別な教科道徳などの中の一つの防災教
	育となってしまい,他の教育と横並びの捉え方で防災教育を捉えてしまうこともあるだろうと思い
	ます。そうなると、各学校のカリキュラムマネジメントの中で、重点から外されてしまうおそれが
	あります。
	防災は命を守るという点で、是非とも必要だという立場からすれば、時間をある程度確保すると
	いうことを、学校側に何とか理解してもらうということが必要だと思います。
	ひしめき合っているカリキュラムを何とかしようと学校は苦労していると思いますが、その中で
	もやはり,防災には時間を取らなければならない,という部分では,私たち教育委員会も後押しを
	していかなければならないと思っています。以上です。
今村	ありがとうございました。主に2点いただきましたが,最後は,如何に時間を確保するかという
委員長	ことについて御指摘いただきました。これは,従来から指摘されている重要な点でございます。
	ありがとうございました。それでは、岡本委員から御意見をいただきます。
	基本方針の前半部分で、留意してほしいと思うところを述べさせていただきたいと思います。
岡本	基本方面の削牛部方で、留息してはしいと思うとこうを述べる。 一つは、大川小学校の判決についてですが、学校に対して決して不可能を要求するようなレベ
委員	ルではないということは、もう一度繰り返しておきたいと思います。
	ルビはないということは、もう 皮繰り返しておさたいと心いより。 地域の平均的な知見以上に、はるかに高い知識や経験を必要とするというようなことが安全確
	保義務を果たすべきということの中で述べられておりますが、裁判所は、例えば地震や津波の極
	めて専門的なメカニズムですとか、地形や歴史的な経緯の学術的かつ専門的な知見を要求すると
	いうよりは、むしろ組織として、一般的に果たすべき安全配慮義務という、あるいは学校の場合
	ですとさらに子供たちの命を預かっているので、安全確保義務ということで表現されてはおりま
	すけれども、本来的には、法律上、組織の運営者が備えていなければならない知見を述べたもの
	であると考えております。我々は、判決が要請することは達成できるものなのだということを述
	べさせていただきたいなと思っております。
	この裁判所が要求する安全確保義務を達成するためには、実効的なマニュアルと訓練が欠かせな
	いということを、私は以前から申し上げております。特に今回の事例でも御報告いただきました。
	管理者不在時の対応ですとか、本来の担当者がいない時の対応というのは、かなりいろいろな機関
	で既に事例があるということでしたので,是非これは横展開して,すべての学校教育機関や,ある
	いは他の公的な機関も含めてぜひ実施していただきたいなと思っております。
	その他判例から読み取るべき教訓は第2回の会議で私から資料を提出させていただきましたの
	で、今回は説明を割愛させていただきます。
	次に、基本方針の後半の部分も含めてですが、主として、「学校」の方で、こういう対応を取る
	とか,「学校」の方でこういう取り組みを行うべき、というような書きぶりが多いと思います。

発言者	内容
岡本	基礎自治体の取り組みや義務が強調されているように思います。しかし、やはり裁判例を見ます
尚 委	を帳目活体の取り組みや戦務が強調されているように思います。しかし、やはり数刊例を見ますと、県教育委員会などのサポートですとか、積極的な関与というものがなければ、防災体制の構築は絵に描いた餅ということになってしまいますので、基本方針のところで記述するようにお願いしたいと思います。県側として、県教育委員会として、何ができるのかという点は、基本方針の1と2のところ、特に1の部分で、教職員、あるいは児童生徒向けには記載がありますけれども、教育委員会あるいは県レベルで何ができるのかということは、書いていただけると、現場とサポートする側が、ともに防災に取り組むという点としても強調されるかと思います。指針においては、県の主体性というものをはっきり記述していただければと思います。 最後に、基本方針2についてコメントさせていただきますけども、こちらにつきましては、これまでの中で、先ほど申しました安全配慮義務、または安全確保義務の内容として議論したことが盛り込まれていると思います。繰り返しになりますけれども、どのように県側や教育委員会側がコミットしていけるのかという点につきましては、明確にしていただきたいと思います。あくまで現場は現場に集中していただいて、細かい判断を現場に即時要求するというよりは、既に訓練で完了していた中で、現場で自分の命と子供たちの命を守ることに注力できる環境を作ってあげたいというところがあります。 防災の専属専任の担当者の配備、あるいは教育委員会や県の行政部局からの支援体制。教育委員会がリードして、防災マニュアルや避難経路のチェックをするというようなことを述べさせていただいておりましたけども、この辺りは安全担当主幹の先生方や管理職の先生方のスキルアップが、うところに委ねることももちろん大事ですけれども、さらにそれだけで果たして人的なリソースが足りるのかというところで、これは様々な調整が必要ということは分かった上で申し上げますが、今以上の人的な体制、防災に関わるサポートをより強くできないかという点については、延べさせていただきたいなと思っています。大川小学校では、教職員の先生自身も命を落としていますから、そういう方々のスキルアップが、当然個人でも必要だというのは異論ありませんが、日常からそれを支え続けられる専任専属の担当者が必要なのかなと思います。現在の安全担当主幹教諭、あるいは管理職の方への研修だけではなく、そこにプラス人材の補強というものを検討していただく余地はあるかなと思います。私からは以上とさせていただきます。
今村 委員長	ありがとうございました。それぞれ基本方針1と2についてコメントをいただきました。 それでは続きまして,戸田副委員長お願いいたします。
戸田副 委員長	それでは、この基本方針については、表現をもう少し市民県民に分かりやすいように、一目でこういう方針だということが分かるように、もう少しやわらかい表現が欲しいかなと思います。教育現場ですので、子供たちをどのような姿に育てていきたいのか、どのような力を育てていきたいのかという点を明確にする。それから、教員には一応基本方針1の方に、災害対応能力の強化ということで入っていますが、もう少しわかりやすい表現できないかということです。それから、教職員と児童生徒を基本方針1で一緒にしていますが、これはちょっと違うのではないかなと思います。児童生徒の災害対応能力というものと、教員がもつべき災害対応能力、安全配慮義務や安全確保義務等ありましたが、ちょっと質が違うのではないかということで、ここはやはり児童生徒と教職員は、分けた方が良いのではないかと思います。それからもう一つですが、基本方針3を発展させるとあるかもしれませんが、最後のところに加えて欲しいと思いますが、市民県民の幅広い生涯学習の視点から、宮城県は皆、防災について考えたり学んだり、大人も子供も、保護者も含めて皆、防災について学び合うということで、この東日本大震災の教訓を継続して伝えていくというようなことが、加えられないと寂しいかなという感じがしました。

発言者	内 容
戸田副	具体的に,基本方針1のところはこんなふうにしてはどうかと思っているのですが,例えば,
委員長	基本的なところで、岡本先生からもありましたように、学校では常日頃から不断にやるべきこと
	をやっていること。この中で防災や安全に関わる時間がたくさんあるわけです。そこと、プラス
	学校独自で工夫をして、いわゆるグッド・プラクティス等を参考にしながら、自分たちの学校で
	できることを、PDCAサイクル等を使いながらいろいろなことをやっていくということです。
	重い事柄が新しくたくさん出てくるという印象ではなくて、基本は普段の教育活動でできるこ
	と、それにプラス生涯学習の視点で防災学習について学んでいく。というふうに示した方が良い
	のではないかと思います。
	例えば、児童生徒ということで一つはやはり柱になるのではないかと思います。教育課程につ
	いては現行と,その前の時もそうでしたが,安全管理,安全防災の面で,かなり強力に各教科と
	関わって、カリキュラムマネジメントがより効果的になると思います。
	教育課程に位置付けた、計画的かつ創意工夫した防災、教育の展開により、様々な状況下での
	児童生徒等の災害対応能力の強化,その災害対応能力ですけど,教育課程が基本にありますよと
	いうことを,やはりきちんと明示した方が良いかと思います。
	二つ目は教職員についてですが、目玉は研修だと思います。そうすると、校内外の各種の研修
	機会を確保し、防災(安全)に関する知識の習得と各学校の防災マニュアルの作成改善、あるい
	は、避難訓練等を数多く経験することによる、様々な状況下での教職員の災害対応能力の強化と
	いうことで、児童生徒とは分けたらどうかと思います こつ日は、例えば多学技が地域の災害特性を吹まえた実効性のもる時災フェーフリの作成によ
	三つ目は、例えば各学校が地域の災害特性を踏まえた実効性のある防災マニュアルの作成による学校防災体制の整備を支援するための教育委員会の機能の強化。ということで、教育委員会に
	る子校防火体制の金属を文法するための教育安良去の機能の強化。ということで、教育安良去に ついても触れたらどうかということです。
	ついて GRA いこうと フがこい フェン くす。 それから四番目が、例えば地域住民の学校防災体制構築のための、地域保護者関係機関等との
	連携の強化ではどうかと思います。
	それを用いて、今いろいろ整理されているもので、基本的なものと事例などを参考にというこ
	とで並べて、全部をやろうとすると学校も教育委員会もパンクしてしまいますので、基本的には
	しっかりやるべきことと、取捨選択して工夫してやりなさいということを、うまく表現してみて
	はどうかと思います。
	- それから最後ですが、やはり東日本大震災を経験した宮城県民が、防災を問う思い入れがあっ
	│ │ て然るべきかと思っています。そうしますと,ここでは宮城県全体を俯瞰し,生涯教育及び生涯
	学習の視点や,様々な場を生かした東日本大震災の被害や教訓を風化させない取組の継続。この
	ような形で,大きく5項目の方針に改編してはどうかと思います。○○の整備。○○の構築とい
	う堅苦しい言葉だけが並んだ形ではなく、県民にも受け入れていただけるような表現ではどうか
	と思いました。
	方針の各項目の具体的なところについては要点だけ申し上げますと,基本方針1のところにつ
	いては、まず教科等の防災(安全)の内容というのは明示されているので、学習指導要領総則の中
	にも触れられており,カリキュラムマネジメントを確立し,効果的に実際確保できている時間に
	やりましょうということです。それに学校等が独自に選択、アレンジするというスタンスではど
	うか。その時に副読本の活用やいろいろな資料を整理しながら、各学校で使ってくださいという
	ことがあっていいと思います。それから,すでに体験活動の中で防災キャンプの説明もありまし
	たが、そういう工夫のある活動があってもいいというふうに思います。
	二つ目の教職員については、やはりいろいろな機会で防災マニュアルの作成と改善というのは

PDCAサイクルで回しています。それと、避難訓練についてはいかに目的意識をもって効果的に行うかが重要です。先ほど麻生川先生からありましたように、限られた時間の中で完結しよう

発言者	内容
戸田副	とすると、やはり問題があると思います。いろいろな方法があるので、医師や研究者のようにP
委員長	DCAサイクルを活かし、防災教育や管理に関わって学校でケーススタディをしていただいて、
	知識や経験を増やしていくことで、最高裁決定の趣旨にあるような安全注意義務や非常時の安全
	確保に関わる資質や能力を向上するための、知識と経験を高めていくということをきちんとやっ
	ていったらどうかと思います。
	今日、参考に持参しましたが、実はこれは日本スポーツ振興センターがスポーツ事故防止対策
	の一環として作ったものです。もう 100 万部を超えているかと思います。これには熱中症や突然
	死,スポーツ中の重大な事故といったものを防ぐために,ポイントを絞ってコンパクトに書いて
	あります。これを必要な時にということで、特に部活動の先生などがいつもポケットに入れ、見
	ていらっしゃるということで、とても役に立つと非常に好評をいただいております。
	宮城県では学校再開ハンドブックというものを作成したかと思うのですが、やはり、どんな知
	識が必要かということになりますと、先ほど岡本先生にもありましたが、専門的なそういう深い
	知識が必要なわけではないと思います。学校防災に必要な知識は何かという,一般的に自然災害
	のリスクとはどんな種類があって、どんなことがあるのか。それからそのリスクに対応するため
	には,どんな対応ができるか。それを自分の学校では,どのリスクが可能性として高いのかとい
	プロととどうのと呼られておくことが入事にと応じます。 また、避難訓練では、どのような考え方で実施するのか。避難場所の設定の仕方はどうするの
	かということも一つだと思います。管理職不在時の災害ではどう対応するのか。管理職が戻って
	くるのを待ちましょうという風にはいかないわけで、とにかく目の前の子供の生命の安全を前提
	に先生方は行動しなさい。あなたが校長であるか,一教員であるか,養護教諭であるとか,そん
	なことは問いません。つまり、簡単に言うと命令系統なんて問題ではなくて、すべての教職員、
	給食の調理員さんかもしれません。目の前の子供の安全を確保するために一体どうしたらいいの
	かということを,その場で判断して,最善の策を取りなさい。ということを,実はいろいろな有
	識者会議等で言っております。それを考えると,やはり事前にどんなリスクがあるのか。そうい
	う場合どうしたらいいのか、事前に研修して勉強しておかないと、判断できません。それから知
	識だけあっても実行できなければ駄目なので、避難訓練と一緒に、いろいろな方々といろいろな
	角度から問題点を整理して、PDCAを回しながら改善していく必要があります。
	前述したように、これまでの資料をコンパクトにまとめたハンドブックを先生方に配布すると
	か、あるいは e ラーニングなどで学ぶのも良いかと思います。時間がきましたので、委員長から
	御指示がありましたように、後ほど文書で捕捉させていただきます。
今村	ありがとうございました。
委員長	それでは、平塚委員よろしくお願いいたします。
平塚	平塚です。まず,これまでの会議からいろいろ意見を取り入れて,県教委から現場目線でこれだ
委員	けの資料を用意していただきましたことに敬意を表したいと思います。
	非常に現場の視点が生かされているなと思うのは,新たに何かというよりは,現在ある学校の組
	織であるとか、学校の仕組みをどう生かすかという視点で考えていただいたということです。
	私もそのことは考えていて、新たに何かということは大変なので、あるものをどう生かすのかと
	いう視点を大事にしなければと思っています。
	基本方針1と2についてお話させていただきます。
	まず基本方針1についてですが、災害対応能力について、記載されている通りだと思います。
	昨年本校の全校生徒に向けて防災について話をする機会がありました。その中の生徒の感想で、
	こういうことが書かれていました。「また防災の話かと思ったが,校長先生が娘さんを亡くしたと
	いう話を聞いて、ちょっと見方が変わった」というものでした。その感想から私が感じたことは、

から、「また」という表現を使ったのだと思ったし、一方で、「また」ということは、同じことが繰り返されるという風にその子は捉えたのかなと思いました。じゃあ何が欠けていたのかと考えたときに、先ほど麻生川先生から、どうも教員は正解を求めてしまう傾向にあるという話がありました。例えば、学力であれば秋田が高いから、秋田のやり方を取り入れようとするけれども、それはその地域性や実態が違うから、それを取り入れたから、すぐ効果が出るものではないわけですよね。それはおそらく防災も同じなのかと思います。

先ほど戸田先生から、どんな力を育てるのかという視点でお話がありました。防災についてもまさにそうで、その子供にとって、防災においてはどういう力が欠けているのかという視点で見ていかないと、結局実態にそぐわない同じ防災学習が繰り返されるなど、本当はつけなければならない力が、実はつけられていないということが起きるのではないかと思いました。

最近本校では、今村先生がいらっしゃる東北大学災害科学国際研究所の佐藤翔輔先生が取り組んでいる「災害時に生きる力」という調査があるのですが、それを取り入れようとしています。それによって、どういう力がうちの生徒に足りなくて、どういうことに取り組み、力をつければ良いのかということを分析した上で、防災教育を行っていく方が、より効率的であり、先ほど麻生川先生がご指摘した時間的なものについても、ある程度解決できるのかなと思いました。

そういうことは、教員にも同じことが言えるのかなと思っています。やはり防災を教育する側の 教員としてのスキルというところも、実態を把握した上で研修等を行うことが大事なのかなと思い ます。その実態把握の部分が、これまで抜けていたのかなと思います。

どこでも同じような避難訓練、同じような防災教育、同じ資料で同じように繰り返し行われてき たのではないかという、私自身の反省ではあるのですが、まず一つ考えました。

それから二つ目です。実効性のある学校防災体制ということで、他企業の資料は本当に参考になりました。企業は、いろんなことを想定して訓練等をやっていて、これについても、先ほど、麻生川先生が地域性や独自性ということをおっしゃいましたが、やはり学校の独自性をしっかり把握した上で行うことが大事だと思います。また、麻生川先生がおっしゃった、「チーム」ということを私も考えていて、今、実際宮城県の学校にある組織や役職として、安全主幹教諭か防災主任は必ず学校にいるわけなのですが、学校によっては防災を1人で担当するということがあり、その方が中心になっていろいろやるのだろうけれども、1人であるがために、いろいろ苦労しているという実態もあります。

例えば、今年から本校ではやっていますが、生徒指導であるとか研究の組織であれば、各学年からその学年の校務分掌として担当が出て、そのチームで動くということがあるわけですが、防災においては意外にそれをやっていなくて、分掌の中で各学年から担当が出て、チームとして学校の防災を考えていくという方法は大事なのかなと思います。それから、生徒指導主事とか、地域連携担当というのが各校に必ずいるわけで、そことうまく連携しながら活用するということもできるだろうし、例えば志教育の視点で防災を考えていくということもできるのかなと、あるものを生かすということを考えておりました。あとは岡本先生が言われていた、県教委のサポートという点では、確かにそうだなと思いつつ、でも一方で、現場では管理職の意識が変わればかなり変わるとよく言われますが、県教委として、管理職の校長会とかに働きかけるのは実際のところ難しいだろうなと感じています。県教委主催としてできる部分の研修において、今からその種を蒔いて、研修に参加した方々がいずれ管理職の立場になることを想定して、防災についてもしっかりやっていくということが大事なのかなと思います。行政というと、トップダウン的なものをイメージするかと思うのですが、大川小事故検証委員会に参加して、行政の中でも教育職は特別で、どちらかというとボトムアップ的な組織ではあるということがわかり、サポートの難しさは他の行政とは違うのかなというのを感じています。以上です。

発言者	内容
今村	ありがとうございました。続きまして,増田委員から,御意見を頂戴します。
委員長	
増田	増田です。よろしくお願いいたします。私からは、地域との防災活動をコーディネートした経
委員	験も踏まえて、発言させていただければと思います。
	2ページの基本方針 1,その中に今後の取組のところの教職員の学びの記述があり,ここに書か
	れてあることを全職員が実際に研修できたら本当にそれは理想的だと思うのですが、実質的には
	安全担当や防災主任の先生が代表して研修会に出るということも多いのではないかと思います。
	そこで、ここの文言に「学んできた内容を職員で共有し、学校防災について見直したり、資質の
	向上を図ったりする」というような文言が入るのが実質的ではないかと感じながら読みました。
	また、そのページの現状と課題のところに、若い世代の先生の話が載っていますが、実際のと
	ころ震災当時、大きな被害があった学校にいた先生と、それほど被害がなかった学校にいた先生
	の意識の差というのもあると思います。そこで、その学びを共有して質のよい防災教育を作って
	いこうとするときに、平塚先生もおっしゃったように校長先生が強いリーダーシップを発揮し
	て、みんなで子供の命を守ることが大事なのだと、まとめていただくことが必要だと思います。
	熱心に研修に出て,先生がそれをぜひ伝えたいと思っても,なかなかそのような機会が設けられ ないまま,宝の持ち腐れということには決してならないようにしていただきたいと思いました。
	ないまま、玉の行ろ腐れということには次してならないようにしていたださだいと恋いました。 それから3ページの児童生徒のところでは、定期的な防災学習とか、関心を継続的に高める取
	組ということがとても大事だと思います。小学生は1年生と6年生でまるで違います。中学生で
	もやはり1年生と3年生ではまるで違います。その子供たちが、成長の過程で必要な学びを経
	て、卒業する時には、必要な知識や経験を身につけて巣立っていく。そのようなプログラムを作
	るというのは、実はとても時間がかかって難しいことではないかと思うのですが、例えば先生方
	の研修会の時に、子供たちのことを一番よくわかっているのは先生方なので、その先生方に時間
	をたっぷり取ってワークショップでもしてプログラムを考えていただくのもいいのではないかと
	思いました。
	今お話したことは、基本方針2にも絡んでくることかと思うので、基本方針1と2の管理職の
	意識というところが繋がるようにしていただけたらと思います。
	それから,3ページの児童生徒のところに戻りますけれども,この会議の前にもう一度,副読
	本を読んできたのですが、中学生の本の中の10ページ11ページを見ていただくと、気仙沼の中
	学生の卒業の時の言葉が載っています。成田中学校では、私の隣にいる麻生川先生に来ていただ
	いて、震災当時の戸倉中学校の生徒たちがどのような人命救助をしたか、そして、その生徒の卒
	業式の言葉を映像で見せていただきました。生徒は涙を流しながら心を動かされていました。子
	供たちにとって同世代の言葉は心を揺さぶるのではないかなと感じています。今若者の語り部さ
	んもたくさんいらっしゃると思うので,その若者の語り部を教育に生かしていくという視点も必
	要なのではないかと思います。 ・
	あとはその卒業の言葉の中に「生かされたものとして」という,とても心打たれる文章があり まま、ス供ももが今の会機によらされているのは災害の時ではなくて、日常のいるいるな時に
	ます。子供たちが命の危機にさらされているのは災害の時ではなくて,日常のいろいろな時に, いろいろな面で命の危機というのがあると感じています。心に響く防災教育をするということ
	いついつな面で叩の危機というのかあると感じています。心に響く防災教育をするということ は、生き抜くことの大切さ、命の大切さを伝える本当に貴重な機会になる、そのような視点も
	は、エさ扱くことの人切さ、叩の人切さを伝える本当に真重な機会になる。そのような税点も 持っていただけるといいかなと思います。
今村	ありがとうございました。各委員から非常に重要な要点,また防災を進めるためのスピリッツ
委員長	ですかね。それを御紹介いただきました。
	私からは形式的なところで指摘,検討の依頼をさせていただきたいと思います。

発言者	内 容
今村	資料5の1ページ目を改めてみていただきたいのですが、上の方に点線で囲っておりますのが
今村 委員長	資料5の1ページ目を改めてみていただきたいのですが、上の方に点線で囲っておりますのが 最高裁の指摘事項になります。これが5項目にまとまっているのですが、この5項目が2ページ 目以降のどこに反映されているのか。これを明確にした方が良いと思います。 例えば、ABCみたいな番号を振っていただいて、これらが当時、どういう状況で、その後の 取組の中で改善されたのか?同じなのか?同じであるとすれば今後どのように改善するのか。このような対応関係はしっかりしていただければと思います。 もう一つは岡本委員から指摘されたのですが、今回の御指摘はまさに国民としての義務であるという基本的なところに触れていただき、キーワードとしては「安全配慮義務」になります。これを本資料の点線の後ぐらいに入れていただいてもいいのかなと思っております。これが第1点でございます。 第2点は、1ページの下の方に基本方針をまとめていただいています。例えば1番に関しては、キーワードとしては、「様々な状況下」での対応能力となります。それを意識していただいて、例えば2ページを見ていただくと、「様々な状況下」というのはどこで謳っているのかというと、一番上に地震・津波・台風と書いてあるはずです。そこを整理していただき、これは現状と課題のところではまとめていただきたいと思います。 あとは二つ目のキーワードで「対応能力」になります。これは先ほど増田委員が述べましたが、では「対応能力」とはどういうものをさしているのか?と見ると、明確な定義が示されていないかと思います。その上で、教職員方、児童生徒がそれを上げるためには、こういう項目が必要だろうというような御説明がよろしいかと思います。
今村 委員長	それでは、資料5の後半です。基本方針の3というところで、御意見をいただきたいと思います。今までは、学校内での取組についての基本方針でしたが、基本方針3では地域との連携ということで、非常に重要なところですけれども、御覧の通り今現在は1ページというところで、これから内容を充実させていかなければならないというところでございます。では、麻生川先生からお願いいたします。
麻生川 委員	基本方針3ですが、地域との連携による地域ぐるみの防災という形は、本当に重要だということは前にもお話させていただきました。戸倉小学校にいた時の被災では、地域と本当に良好な関係ができていたということで、助けていただいたと実感しております。宮城県は非常に地域との結びつきが深い学校が多いのではないかと思っていますが、それは防災というだけではなく、ふるさと教育というような形で文化財の保護とか、それからふるさとの産業などを体験する学習などで協働を進めてきました。まずは、地域と一緒に学校を運営しているというそういう体制を大切にしていく。そのことを基軸として、防災にも広げていくような形の取組が必要なのではないかなというふうに思っています。今、できていることを発展させていくという方向が良いのではないかと思います。地域と繋がっているということが、お互いの信頼関係を深めるということもあり、避難行動の迅速、冷静な判断だとか、それから非常に弱い立場の子供たちを守る避難とか、そういう形で大きな役割を果たすのではないかというふうに思っています。

発言者	内容
麻生川	部分という中に、防災という部分を広げていくということが大切なのかなと思います。
委員	またこの間,コミュニティスクールという形で,地域とともにある学校という形のものが進めら
	れてきている部分があると思うのですが,防災の論議は,学校防災という形だけではなく,地域の
	 方々にとっても,地域の方々の命を守らなくてならない大切な取組です。つまり防災は,地域の課
	 題として大切な,大きな問題になっていますので,地域づくりという部分と,学校の防災という部
	分を共に考えていくことが大切であり,必要なことだと思います。ですから,これは非常に協働し
	ていきやすい分野ではないかなというふうに思っています。
	増田さんの実践やこれまでの取組が 参考 になるのではないかと思うのですが、その中で、やはり
	地域の方々と一緒になって命を守るためにどうするのか,一緒になって課題を共有するということ
	が大切なんじゃないかなというふうに思います。そのためには、地域の実態把握やこれまでの歴史、
	災害に関する知見などとともに、地域のリスクというものも、やはり共有するということが大切な
	のではないかというふうに思います。ですから、学校で防災体制を作るという部分で、いろいろな
	計画やマニュアルを作ると思うのですが,やはり中身を地域と共有していくとことが必要なんじゃ
	ないかというふうに思っています。
	基本方針の最初のところに、いかなる災害にあっても児童生徒の命を確実に守る学校防災体制
	を,すべての学校等で構築するという文章が基本方針の前に出てくるのですが,やはり学校で構築
	する部分のところは、学校と地域と一緒に構築していくということが大切なのではないかと思って
	います。100%守るという部分で、リスクというものがやはりそこに存在するとすれば、その部分
	も含めた形で地域の方々と話し合っていくということが必要ではないかと思います。
	現在,コロナウィルスでいろいろなところからお叱りを受けながら,教育委員会はやっているの
	ですが,やはり子供たちにふりかかるリスクは,地域の方々が大きな関心を持っています。そのこ
	とを協働していくエネルギーにしながら,手を携えて子供を守っていきたいと思います。ぜひ,「地
	域ぐるみの防災」については働き方改革の中で削っていくのではなく,地域の力を借りて学校が運
	営されていくことで、働き方改革につなげていくという流れを作りたいと考えています。
今村	ありがとうございました。では続いて岡本委員お願いいたします。
委員長	
岡本	基本方針の後半について申し上げたいと思います。
委員	より実践的な防災教育や訓練として、特に地域との連携というところを重視しているという点
	は、大変素晴らしい観点であると思っていますので、その方針でぜひやっていただきたいと思い、
	期待をしております。
	その上で,やはりいろいろな人が参加していくとか,多くの人に伝承していくことを目的にして
	考えますと,災害と防災に関する法教育,あるいは判例に関する教訓をしっかりと伝える教育とい
	うものを実施していくべきだろうと考えております。例えば大川小学校の事例を含めた,過去の
	様々な自然災害に起因する裁判例,あるいは、東日本大震災の津波の事例だけでも多くありますけ
	れども,これらを学ぶと,法律的な安全配慮義務であるとか,広くは会社組織や行政組織でどのよ
	うな内部統制をしていけばいいのか、ガバナンスを作っていけば良いのかというところに帰 着 する
	わけです。これらをしっかりと学んでいけるような安全やリスク管理のプログラムを、管理者や経
	営者だけでなく、新たに組織に加わった職員などの方にもわかるようなプログラムとして実施して
	いくことが大事だろうと思っています。
	私事で恐縮ですけども,自ら災害復興法学という分野を作って,慶應義塾大学を中心に教育活動
	を実施しています。実はそこには法学部だけではなく,ほとんどの学部の方が参加しています。決
	して法律に特化した知識だけにはならず、むしろビジネスですとか、様々な行政の政策法務に生か
	していただけているという声もいろいろいただきます。

発言者	
岡本	また、長岡技術科学大学ではシステム安全という分野. つまり安全工学における法的な視点とい
岡本 委員	うものもお話しさせていただいています。さらに、青山学院大学ではビジネス法務の授業の中でも
	様々な津波訴訟の教訓を、経営や管理者の視点でどのように活かすかという視点でお話させていた
	だいております。
	東北では僭越ながら岩手大学地域防災研究センターの客員教授をしております。立場を活かして
	災害に関する法律が、東日本大震災以降、どのようにして変わっていったかという軌跡を伝えたい
	と考えています。法律が変わったということは教訓として残すべきだから法律が変わったわけです
	から、これはもちろん津波だけではありませんが、災害と防災あるいは復興に関する知恵を伝承す
	るうえで法律の改正の実績を伝えることに取り組みたいと考えています。法律や暮らしに関する知
	恵や知識というものを学んでいくプログラムというものは、地域を巻き込む上では有用であると思
	いますし、決して学校の管理者だけに集中して研修するだけではなく、市民や地域を含んだ多くの
	方への学びに同時になると思っております。実際に学ぶ際には、組織の研修機関などで、災害と法
	制度に関するプログラムをご提供できると思います。
	最近の新型コロナウイルス感染症の関係でも、法律上の問題を知ることの重要性を非常に強く感
	じております。例えば避難所の環境整備などが、感染症対策でもよく言われるようになりまして、
	段ボールベットだとか、あるいはトイレの環境だとかの整備がむしろ劇的に進んでいるように思う
	のですが、その背景には、やはり災害救助法という法律があって、過去にずっと積み上げてきた様々
	な先人たちの知見や、柔軟な法律運用の実績が残っていて、それらが通知、法律、ガイドラインな
	 どにまとめられています。法律を学ぶと、様々な過去の知見を学ぶ骨組みになっていくのかなと
	思っております。現実には、経営者としてどう判断するのかの指針ともなり、組織の一構成員であ
	れば、管理者不在の場合にどのような判断をすべきなのかという話になっていくわけです。例えば、
	裁判例はこういうことを言っていて、実は法律的にはこういうことがポイントになったというとこ
	 ろを学んでいくと、災害対策や防災教育を学ぶインセンティブになります。さらに、法律を骨組み
	とした知識を得た場合、今度は、自分が他の人に伝えていくときに軸になるのではないかとも思っ
	ております。
	リスクマネジメント論とか、安全論ということになるかと思いますが、是非そのようなところも、
	 地域の学びの中に取り込んでいただくと、多くの方を巻き込めるのではないかと思います。今回多
	 くの企業の事例に関する資料をいただいたところを踏まえ、私としては強く感じたところでござい
	 ます。
	東日本大震災の現場を知らない世代が多くなりまして,私も東日本大震災後に「災害復興法学」
	を作り、大学で授業を9年間やっていると、東日本大震災の実感のない大学生も授業を受けていた
	りします。学生たちに対しても、実は法律が当時こうやって変わってきた、というような話をする
	と、身近に真剣に災害に関するニュースを見てくれるようになりまして、今の新型コロナウイルス
	感染症であるとか、豪雨災害などにも興味をもって見てくれるようになりました。災害と法律の視
	点を取り込んだ教育プログラムの提供については、私個人としては、協力を惜しまないことはお約
	東したいと思いますので、基本方針3をより実効的にするためのプログラムとして、災害復興法学
	の観点からの教育プログラムの実践を御提案しておきたいと思います。
△ ++	ありがとうございます。では次に、戸田副委員長お願いいたします
今村 禾昌 ⋿	のうかと ノこでいみす。 こは火に、 戸田町安良女の願いいだします
委員長	

発言者	内容
戸田副	地域関係機関等との連携による地域ぐるみの学校防災体制の構築ということを考えると、学校で
委員長	の防災教育の実践を深化するために、地域の方々の御協力をいただくとか、専門家の御助言をいた
	だくことがとても重要であると思います。
	もう一つは、地域の方を含めて、地域ぐるみで学校を育てていくと先ほど麻生川委員からお話が
	ありましたように、コミュニティスクールであるとか、あるいは学校安全支援協議会なども宮城県
	では進められているというふうに聞いておりますので、そういう中で、学校それぞれの課題につい
	て検討し、活動していく、そういった学校の教育課題を解決する活動の一環(一課題)として、防
	を位置付けることが重要です。防災だけ行うとなると、やはり抵抗感がありますので、既存の、 る
	るいはこれから位置づけられるであろうコミュニティスクールのようなものを位置付けた中で
	災教育をやっていく。その中で例えば、学校が避難所になっているが、避難所運営をどうしたら
	いか分らない。地域防災計画がどうなっているのか分らない。備蓄がどうなっているのか分らない
	など、全国の校長先生からよくそのようなお話を聞きますが、それではいけませんので、そうい [・]
	│ コミュニティスクールを生かしながら、防災当局にうまく入っていただいて、防災を検討したと®
	に地域防災計画を確認していく。そういうことで、行政としてこんな準備をしていると。問題点で
	どを確認して協議をして進めていく。そういう普段から,じっくり取り組める組織というのが重
	で,それが,汎用的に教育全体の課題を解決するということで位置付けられたらどうなのかと思り
	ます。
	加えて、WHOのインターナショナルセーフスクール認証制度がありまして、幅広い意味で学
	安全に地域ぐるみで取り組んでいる。そういうふうなところを認証して、それを続けていただいて
	自校の安全の推進に加えて、他のモデルとなっていただく役割を担ってもらうという制度ですが
	その日本版ができていまして、文部科学省も推奨していますが、SPS(セーフティプロモーシ
	ンスクール) ということで、認証作業などやっておりますので、コミュニティスクールなどでよ。
	やられているところに認証を推奨し、動機付けにしていくということを考えると、防災教育や安全
	教育を継続し深化する。そういうワンステップになるのではないかと思います。
	最後ですが、やはり生涯学習の視点で、市民県民含めて幅広く学べるような、そういう拠点が
	した。いろんな石碑があったり震災遺構があったりするのですが、記憶や記録というのがだんだ。 ***********************************
	薄れていくと思います。ですから、そこを活かしながら、学ぶ、勉強する、研究する、あるいは
	ランティアの方々がそこに寄って、何かあった際には集まる拠点になる。そういう東の「人と防!
	未来センター」というようなものがあると、東日本大震災の被害や教訓を伝え活かした防災(安全
	教育が長く持続できると思います。そういう大きなものが、(知事のレベル、内閣府、国土交通省(
	レベルかもしれませんが、)せっかく間もなく東日本大震災から 10 年になるという節目のとこ。
	│で、大きく構想していただいて、宮城県に作っていただけないだろうかと思います。それは教育 │員会の方ではないと言われるかもしれませんが、やはりそこは今村先生が国連の仙台宣言を作ら
	真云の方ではないと言われるかもしれませんが、やはりてこはすべ元生が国建の個百旦言を作られた方ですし、防災研究の第一人者である今村先生から知事に要望書を出していただくとか、ある
	た方ですし、防炎研究の第一人有であるうれ元主から和事に安全者を出していただくとか、あるでは内閣総理大臣に出すとかということはできないでしょうか。宮城県では、中学生が発案をして
	年後の人々にということで「千年いのちの石碑」建立を発案し多くの方々の支援を得て、間もな
	年後の人々にということで「十年いのちの石碑」建立を光楽し多くの万々の文法を侍で、 同もな 最後の21個目ができると聞いています。 中学生だってそういうことで頑張ってやっているので
	最後の21個目ができると聞いています。中子生だってそういうことで頑張ってやっているので ぜひ、東日本大震災の教訓を風化させない、そしてより発展させていって、様々なところで人々の
	せい、東口本人長火の教訓を風化させない。そしてより発展させていって、様々などこうで人々で 役に立つというような施設。センターというのを、本検討会議から、私たち大人が構想し、大き
	役に立っていりような施設、センダーというのを、本検討会議から、私たら人人が構想し、入さ 行政的な支援もいただいて作っていただけるようなきっかけにして欲しいなと思います。以上
	1」以内は文板もいににいてTFつていたにけるようなさつかけにして飲しいなと思います。以上

今村 委員長 ありがとうございました。それでは,平塚委員お願いいたします。

発言者 内 容

平塚 委員

それでは3番目の地域や関係機関等との連携、それから学校防災体制の構築という点でお話しさせていただきます。まず、連携についてですが、もちろん地域との連携、これは大事だと思いますが、学校間の連携も大事です。先ほどあるものを利用するという話をしたのですが、一つの例として、石巻市などで取り組んでいる例を紹介します。各学校から選ばれた安全担当主幹教諭や防災主任が、ワーキンググループというのを作りまして、そのワーキンググループで各校のマニュアルをチェックしたり、それから、実際の研修を企画したりという、学校を超えた連携です。また名取市においても、やはり安全担当主幹が中心となって、研修会を企画し運営したりしています。そういった連携もありかなと思っています。

それから今、麻生川先生から話のあったコミュニティスクールですが、これについても当然生かせるものだと思いますし、それから、戸田先生からあったSPSの件ですが、石巻市では、SPS認証校を増やしているところです。この会の一番初めにもらった資料、文科省から令和元年12月5日に出た実践的な防災教育推進の3番目、家庭・地域・関係機関との連携協働の中で触れられていましたが、無理なく始められ、災害安全、生活安全、交通安全、三つの安全領域の中で、要は安全の基本というのは本質的なところは同じだから、取り組みやすいところから取り組んで、3年から9年というスパンで見ていくというシステムです。そういう形でなじませるというか、学校に防災をなじませていくというイメージで、安全について考えていくわけです。そういう視点も大事なのではないかと思っています。

それから、先ほど岡本先生が言われたとおり、知らない世代が増えている中で、この間ちょうど 防災の話をしてくれと言うことである県に呼ばれました。そこはしばらく災害が起きてないところ で、そこの大学の先生が非常に嘆いていたのは、他ではいろいろ災害が起きているのに、なかなか 自分事として捉えてもらえないということでした。

私の原点は、大川小の遺族であるおじいさんが、「先生。なんで大川小のことがこんなに有名になったのに、洪水とかで人が死ぬんだべね」という話があって、そこからいろいろ考え始めたのですが、(講話依頼のあった)その県では、どうやって自分事として捉えてもらえるかということをこの(大学の)先生も一生懸命考えていました。

宮城県も震災が来る前はそうだったと思うのですが、例えば津波については、その1年前のチリ地震津波があって、それまでの津波の概念をあそこで書き換えられた人が多くいて、それにより被害が増えたという側面もありました。そういったことについても、やはりいろいろな専門家との連携が大切と考えます。例えば、東北大では脳科学の杉浦先生に関わっていただいて、そういう脳科学的なアプローチを行っている。大阪教育大学の豊沢先生は、心理学的なアプローチで、バイアスについて考えるなど、違う視点を防災教育に持ち込んでいる。そういう視点から入ることによって、災害イマジネーションが持てなかったり、実感がともなわなかったりする子供たちや大人に、災害を自分事として捉えてもらうことができるのではないかと思っています。

その(講話依頼を受けた) 県でその先生がおっしゃっていたのは、例えば津波のイメージがないから、波が海の波のように来る、押し寄せてくるのではないかというようなイメージを持っているということでした。本県の「未来への絆」を見ていたら、波のような絵が描かれていて、全然知らない人がこの絵を見たときに、これが津波と思ったらまずいのではと思っています。実際津波を経験した人は水の壁がやってくるという表現をしていますけれども、例えばそういうところから、間違ったイメージだとか理解が、学習として定着するのはまずいのではないかと思います。それは大川小のことでも言えて、例えば、津波が来るまでには50分ぐらいあるのではないかという情報が、大川小バイアスになりはしないかと危惧しています。あと、防災教育で考えると、例えば机の下にもぐる際、何で頭を隠すのだろうだとか、そういう基本的なところがちょっと抜けていたりして、なぜその行動をとるのかといった意味を考えたりするアプローチも必要かなと思います。

発言者	内容
今村	ありがとうございました。それでは増田委員お願いいたします。
委員長	
増田	私からは、地域との連携や組織づくりに難しさを感じているという記述のところをポイントに
委員	お話したいと思います。
	またちょっと副読本の話になるのですが、副読本の小学一年生の中に、私たちを守る地域の
	人々という項目、それから3、4年生には町の防災施設・標識、5、6年生には、地域の防災訓練
	に参加しよう、中学校では、避難者の一員として、地域の一員としてできることという項目があります。
	今どこでも、地域の防災活動というのがあると思います。その時にそれに合わせて事前にその
	項目のところを学習し、子供たち、そして保護者の方に、このような学習をしたので、ぜひ来週
	の防災活動に親子で参加してくださいという呼びかけをする。そういうことでもいいのではない
	かと、もうそれは組織づくりということをする前にできることではないかなと思います。
	私は町内会の方達と関わっていて、自分たちが企画したものに、子供たちや地域の人がたくさ
	ん来てくれることほど嬉しいことはないと感じています。学校がこんなに協力してくれて声をか
	けてくれたとなったら、ぐっと学校への協力体制の気持ちが高まります。
	小さな一歩を,この副読本とかを生かしてやるのがいいのではないかと思います。
	平塚先生も何度も何度もおっしゃっていましたけれども、あるものを有効に活用して、そして
	タイミングを逃さずにやる。そのような仕組みを作ると良いと思います。
	最後になりますが、今村先生が最初におっしゃった、この資料の1ページ目のところがやっぱ
	りとても大事で、私たちはこの痛みや反省のもとに立って出発しているのだという、このことを
	心に刻むことで、よりみんなが活動に真剣になると思います。それだけではなくて、千年に1度
	と言われる災害を経験した宮城県だからこそ、発信できるもの、先進的な取組を真っ先に作ると
	いう意気込み、前向きなエネルギー、この反省と前向きなエネルギーの二つを両輪にして、是非
	この学校防災体制というものをいいものにしていただきたいと思っております。以上です。
今村	ありがとうございました。貴重なご意見をいただきました。
委員長	最後に私からは、基本方針 3、地域が関係機関との連携というところで、対象が広すぎるかなと
	思います。連携の相手としては、同じ教育機関として大学との連携、あとは自治体防災担当、地
	域住民が居られるかと思います。企業さんとか、地域でのいろいろな活動をやっている方という
	ことで、もうちょっと整理していただいて、それぞれの課題をまとめていただきたいと思いま す。それぞれ、連携であればニーズとそれに対するシーズがあると思います。また、連携の体制
	」
	こしては、でれてれめが特徴を治がして補って治動するパメージと、めこは、相に僕来しながら所 決するパターンなどがあると思います。そのように分類すると、もう宮城県はさまざまな事例が
	ありますので、方針としては立てやすいのかと思います。
	大学においても研究と教育においては、活動や目標がクリアに整理されていますが、もう一つ
	の社会連携部で幅が広すぎて難しい面があります。とてもやりづらい成果がまた見づらい見えづ
	らいところがあると思います。連携の相手先の情報をインプットするところと、どのようにアウ
	トプットするかという位置付けでやり続けているという感じです。
	ここはもう一歩、防災活動をするためのパートナーとして、もうちょっと皆さんと考えていか
	ないといけないかなと思っておりました。
	おそらく次回は,基本方針1から3のご意見いただきましたので,特に3のところは,さらに
	リサーチの方を進めていただければと思います。ありがとうございました。
	全体を通じて、最後に発言いただければと思いますが、よろしいですかね。
	それでは事務局の方に、またご意見等いただければと思います。

発言者	内容
今村 委員長	それでは本当に多くの御意見をいただきました。この基本方針をまとめる際に参考になったと思います。次回はいよいよまとめるということになります。 では以上で、討議の方は終了させていただきます。続いて、「(3) その他」に移らせていただきます。事務局から、「今後のスケジュール案」について、説明願います。
伊藤 学校安全 ・防災 専門監	その他事務局よりご説明します。 次回の会議は10月29日木曜日の16時からを予定しております。 今後の作業スケジュール等につきましては,追ってメール等で御連絡したいと思いますので,ど うぞよろしくお願いいたします。
今村 委員長	それでは、予定の項目は全て終了しましたので、事務局の方にマイクをお戻ししたいと思います。
田畑 スポーツ 健康課 総括	皆様たいへんお疲れ様でございました。 それでは、以上をもちまして、第3回学校防災体制在り方検討会議を終了させていただきます。 本日はありがとうございました。